

平成2年今から16年前 豊川水系水資源開発基本計画 - いわゆる豊川フルプラン - が決定されました。しかし15年後平成18年2月このプランは改定されました。右肩上がりの日本経済が減速し始め、またこの間豊川総合用水事業が平成14年3月に完成し新たな水源確保がなされたからであります。

このような状況の中で 設楽ダム建設事業環境評価準備書が提出されました。準備書の中で ダム湖や放流水の水質について予測がなされています。

ダム建設後 その河川にどのような影響を及ぼすのかを予測するには、ダムへの流入水量、ダムからの放流量、貯水位 を決めなくてはなりません。

この水質予測をする場合の基礎となる ダムへの流入水量、放流量、貯水位 などを予測した結果が事業者によりグラフで示されておりますが そのデータは平成2年から平成11年までの10年間のものです。

豊川総合用水が完成した平成14年以降、また今年始めに変更したフルプランによって利水計算が変わった訳ですからダム放流量のデータも新たに設定し直さなければなりません。ですから水質予測もやり直さなければなりません。旧プランによる水質予測、新プランによる水質予測この両者を並べて示していただきたい。

百歩譲ってこの準備書のデータに問題が無いとした場合でも、平成6年7月～平成9年11月まで3年5ヶ月満水位以下の状況が続き、この間中小規模の洪水を含めて一度も洪水流が下流に流れておりません。

もし、ダム建設後にこのような状況が出現すれば寒狭川の清流は死んでしまうであります。このように予測されるにも拘らず影響は軽微であるという結論でまとめることは容認できません。

ダム建設予定地はもっぱら侵食が進む地域ですが、ダムが建設されるとダム湖には堆積が進み土砂と有機物が蓄積されます。

湖底に蓄積された有機物は大きな洪水時には巻き上げられて一気に流下して三河湾への負荷となる可能性が高い。

一方土砂については長期的に見て河口への供給が減るためアサリ稚貝の発生地である三河湾の豊川河口浅場の生態系に悪影響を及ぼすのは必至であります。

準備書についての住民意見の概要と事業者の見解（H18.9.8付 国交省資料2）の中の住民意見（62） 「ダムを作れば 富栄養化が進むのは常識であるため、設楽ダム貯水池地点での水質予測結果でT-Nの10年平均値が0.16 mg/L 減少する、T-Pのそれは 0.007 mg/L 減少する」とした理由を記述すべきである。」

これに対し事業者は 「窒素やリンは貯水池に流入後懸濁性のものは沈降するため建設前の河川より平均値が低くなったと考えられる。」と答えています。

つまりダムに貯めておけば 懸濁物は湖底に沈み、上澄みは綺麗になるのだらうと言っている訳です。沈降してたまっていけばいずれ湖底はヘドロだらけになるわけですが、それを無視して良いのでしょうか？

住民意見（66） 「河川の源流に近い上流域で中栄養段階であるということは大変な富栄養化であるという認識が必要である」。

事業者は「富栄養化の予測結果は、準備書第6章6.1.4水質にあるとおりOECDの富栄養化の基準をもとに中栄養の段階であると予測しています。」と答えました。

愛知県主催の審査会である委員がこの回答について「話が噛み合っていない。回答は不親切だ。」と指摘しました。次の審査会で 事業者は次のように補足説明しました。

「OECDの基準に当てはめると、ダム湖の水質はアオコの発生やカビ臭が問題となる『富栄養化』と判断されるレベルよりも低い『中栄養化』の段階と判断している。」

審査委員から「OECDの富栄養化基準の『中栄養』の説明を再度されたい。」

リン濃度平均0.01～0.035mg/L、クロロフィルa濃度平均2.5～8μg/L、最高値8～25μg/L

事業者は「OECD standard リン濃度 平均0.01～0.035mg/L、クロロフィルa濃度 平均2.5～8μg/L、最高値8～25μg/L」であると答え、そして、中部地方のダム10カ所についてクロロフィルaに関する過去10年の測定データのグラフを提出しております。それによれば例えば美和ダムでは1994年に最高値160μg/L、2000年には35μg/L、阿木川ダムでも1993年130μg/L、1997年115μg/Lを観測したと報告されています。これらは明らかに富栄養化を意味しています。

住民意見(84)「ダム湖からの排砂は行わないという事は湖底には有機物が溜まり、硫化物が発生し無酸素状態になるためこの汚水が今後何年も流出しないという保証はあるのか？」

事業者の答え「設楽ダムでは、準備書第6章環境影響評価結果6.1.4水質にあり、選択取水を用いて表層からEL.377mの範囲で取水することにしています。このことから残存酸素量については、下流河川への影響は小さいと考えています。」

質問者はダムの底に溜まる汚泥を問題にして質問して「これが流出しない保証はあるのか」と問い掛けているのに対し、事業者は「EL.377mまでの範囲で取水するから問題無し」と答えています。

EL.377mとはダム基底標高319mから58m上の処でダム提高129mの中程の所です。上半分だけを選択取水して下半分は取水しないならば問題は無いのでしょうか？

この問答はさすがにおかしいと思われて審査会でも委員から質問が出ました。

「流れがある河川とは違い、ダムが出来ると鉛直方向に生物の種類や水質が変わる。沈降等によりダム湖内の様子はどのように変わるのか」

事業者の答え、「最低水位である標高377m以下は、有機物の沈降により溶存酸素濃度が低い状態になることがあると予測される。」と貧酸素になることを認めながらも「ダムからの放流水については、選択取水設備により、標高377m以上の貯留水を対象としてしていることから、下流河川への著しい影響は生じないと考えている。」と答えています。

「著しい影響は生じない。軽微な影響ならあるかも。」と言っているわけでありませぬ。

貧酸素状態が予測されるならば、それがどのような影響を下流河川に与えるのかを検証するのがアセスメントではないのでしょうか？

「流水の正常な機能維持」が貯水容量の大半を占めていますが、大野堰下流と牟呂・松原堰下流の維持流量を増やして、どれだけ環境改善が得られるのかについて準備書では流量以外に示されておりませぬ。

またダム建設により寒狭川上流の河川環境がどれだけ影響を受けるのかについて定量的に示されておりませぬ。

これらを明らかにしないで「流水の正常な機能の維持」が図られるとは到底思われませぬ。